

平成 2 5 年 第 1 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 7 月 2 6 日（金）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松	原	秀	成
委員長職務代理者	尾	上	郁	子
委員	石	井	正	治
委員（教育長）	浅	野	潤	一

事務局	教育推進課長	柴	田	靖	弘
	学務課長	住	田	雅	一
	指導室長兼教育研究所長	松	井	慎	一
	学校施設担当課長	佐	藤	弥	栄
	統括指導主事	浜	田	真	二

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	丸	山	継	典
	同 主査	飯	田	常	雄

	開 会 時 刻 午後1時
松 原 委 員 長	ただいまから、平成25年第14回教育委員会定例会を開催します。本日は3名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔各委員了承〕
委 員 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第1、署名委員を決定します。尾上委員と石井委員にお願いします。 日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、継続となっております陳情第4号、夏季休暇中における学童登録児の補食持参についての陳情を審議いたします。
柴田 教育推進課長	今回、次の陳情第5号でございますが、新たに陳情として受け付けたものでございます。その内容につきまして、この継続であります第4号と内容はほとんど同じでございますが、できますれば、ご一緒に審議をいただければと思います。
浅 野 教 育 長	5号を読んだうえで、一緒にやる、やらないを判断すればいいんじゃないかと思います。
委 員 長	わかりました。それでは陳情第5号の朗読をお願いします。
教育推進課長	〔陳情文朗読〕
委 員 長	陳情第5号を読んでいただきましたけれども、いかがでしょうか。内容的に見て、4号、5号一緒に協議をしてもよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	では異議なしということで、両方合わせてのご審議をお願いしたいと思います。では、各委員さんからご意見をお願いいたします。

石 井 委 員	ちょっと長くなりますことをあらかじめおわび申し上げます。陳情第4号を先月拝見いたしまして、さてどういうふうにと考えたらいいいのかなと、私なりに随分悩みまして、やはりこれは教育委員会がどういう立場であるものなのか、教育委員会の立場に立ち返って考えるのが一番だろうと考えました。 ホームページにも掲載されておりますが、江戸川区教育委員会といたしましては、基本方針を三つ掲げてございます。基本方針の第1といたしましては、人権尊重の精神の育成、そして基本方針2といたしましては、健全育成活動の推進、基本方針3といたしましては、学校教育の充実ということでございます。 この全体の基本方針の中で、今回の補食にかかわることといたしましては、まず基本方針1の中の(1)、人権尊重の精神のもと、子どもたち一人ひとりの成長・発達と自己実現の達成を図るということで、同じく基本方針の(5)、全ての子どもたちの心身ともに健やかな育成を願う。そして基本方針の2の(6)になりますが、学校施設を活用した地域教育の実践の場として全小学校で実施している「すくすくスクール」を充実し、地域ボランティアの積極的な活用を図るというこの三つの文言が、今回のことに関わりかかわってくるように思いました。 もとに戻りまして基本方針の(1)になりますが、人権尊重の精神のもと、子どもたち一人ひとりの成長発達と自己実現の達成を図る。これでいきますと、子どもたちの成長、発達、自己実現、これを最も願っているのは保護者の皆様でございます。その保護者の皆様が、子どもたち一人ひとりの成長をきちっと促そう、良くしようという考えに立って、こういう物を食べさせてあげてくださいというようなものに対して、果たして初めからノーと言ってしまうのはどうなんだろう、基本方針に外れるんじゃないかなろうかと、まずは考えまして。 そうすると、何とか受け入れられるような方策を考えるのが、教育委員会としての立場ではなかろうかと考えるに至りました。 次、(5)でございますが、全ての子どもたちの心身健やかな育成を願うということで、この健やかな育成を願って、このためにも補食が必要だというような考えがあるとすると、積極的にそこに反対するのはどんなものだろうかというふうに、また考えました。 そして、基本方針2の(6)でございますが、地域教育の実践の場として全小学校で実施しているすくすくスクールを充実し、地域ボランティアの積極的な活用ということで、地域ボランティアの積極的な活用というのが、少
---------	---

石 井 委 員	し重要な課題になってこようかと思います。 そして、平成25年1月23日、江戸川区教育委員会が補食を希望している保護者の皆様へと題しまして、すすくすくスクールにおける補食の廃止についてお知らせが出ているんですが、ここの要点は、すすくすくスクール側が補食を出す、それに当たって利用者のパーセンテージが少ない、集金に問題がある、余りが出るのがまた問題がある、アレルギーにもまた問題がある。 要は補食を提供する、出すというところに対しての問題が多く掲げられておりまして、あともう一つの問題点としては、カロリー過剰になるという点でございます。夏休みのことを考えますと、カロリーについては全てご家庭で考えていることでありまして、その他利用者のパーセンテージ、集金、余り、アレルギーの問題というようなことでいきますと、これは例えばなんですが、それぞれの保護者がすすくすくスクール側がその日のうちの保存に対して配慮をする必要がないような食べ物、例えばビスケットであるとかお煎餅であるとか、そういう物を持って行く。これを今日のおやつに食べさせてくださいというような格好で、保護者が毎日持参するというような格好にして出すのであれば、例えば区が問題にしているような利用者のパーセンテージであるとか集金、余りの問題、アレルギーの問題は、基本なくなるはずですし、カロリーの問題ということであれば、それはご家庭で全部考えた上で、補食としてお願いしたいんだという論理も成り立つように考えました。 というわけで、この陳情の中には具体的にこういうふうなことをお願いしたいというのは書かれてはいないんですが、一つの方向性として、それぞれの保護者が毎日保存性に問題のない物、先ほど申し上げましたがビスケットなりお煎餅なりを持って来て、それをおやつなりの時間に出すというようなことは、今までの経緯を変に壊すことなく、十分可能なのではという考えに至りました。長くなりました、以上でございます。
委 員 長	前回の課題があるので、そのことも報告をお願いしたいんですが。
教育推進課長	前回の委員会におきまして、現場での実態、声を集める、聞いてほしいというお話がございました。現場と申ししましても職員ではなくて、地域の方々にクラブマネジャー、それからサポーターの方に聞き取りをいたしました。夏休みに入ってからでございます。その結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。 今現在、クラブマネジャーがいないすすくすくが7校あります。それを除きまして、意見を聞けたところについてはサポーターの意見という形で取らせ

教育推進課長	ていただきましたけど、67名の方に聞き取りができました。 内容につきましては、5時以降の子どもたちの様子はどうですかということと、もう一点は補食についていかがでしょう、どう思われますかという、そういった内容で聞き取りを行いました。 1点目につきましては、5時以降の子どもたちの様子はどうですかという問いに対しまして、何も問題なく過ごしていますよと。それから上級生が1、2年生を引っ張って遊びに集中している。たまにおなかがすいたという声が聞こえるが、今までと変わらない。子どもは順応性があり、楽しく過ごしているというご意見が、主なご意見としてございました。 それから、補食についてどう思いますかということで2問目でございますが、補食を継続したほうがいいという方が4名いらっしゃいました。内容としては、夕飯が遅い子はかわいそうだ、それから、補食はあったほうが子どもたちは落ちつくというようなご意見でございました。必要な子には補食があったほうがいいというご意見が3名書ございます。 残り60名の方が、補食がなくなってよかったと。理由としては、以前からなくていいと思っていたんだと、それから差別がなくてよい、おなかがすいても我慢して夕食をしっかりと食べたほうがいい、食べない子がいる中での補食は必要ないというご意見が、主なご意見でございます。 ということで、各校の様子を聞き取らせていただきました。以上でございます。
委員長	ありがとうございました。今、石井委員さんからのお話もあったんですけども、こういったことも含めてご意見をお願いしたいと思います。
石井委員	今回、ちょっと文言の整理をしたほうがいいと思うんですが、クラブマネージャーさんに対して聞き取りを行った補食というのは、区が出すという意味合いの補食だと思うんです。今回の陳情の補食は、持参するという意味合いでの補食であると。 なので、保護者が持って来るといふそういうようなニュアンスは、どこまでうまく使っているのでしょうか。
教育推進課長	その部分につきましては、逆に補食全体というようなことで聞き取りをさせていただきましたので、持参をすとか夏休み期間中ということではなくて、この4月から夏休みに入ってここまでの様子ということで、聞き取りをさせていただいております。

尾 上 委 員	私もこの補食の問題に関しまして、すすくすくスクールの関係の職員の方を知っておりましたので、現場の様子をちょっとお伺いいたしました。今まであった補食がなくなつての様子というのは、最初は子どもたちは夕方になるとおなかすいたという子もいたけども、今は本当に遊びに夢中になっている状況で、あえて今、補食が必要かということは、全然感じないというお話でした。 まして今夏休みに入って、持参する昼食に関しても保護者会等を開いて、本当に傷まないようにということで、保冷材とかわさびシートというんでしょうか、そういう物を必ず入れてお弁当もご持参くださいと、非常に注意を促しての状況ですという中で、教室は冷房が効いているところにももちろんお弁当を置いてはいるけれども、夕方5時、6時という時間帯の補食ということ、補食ということが学校においては、子どもたちのエネルギー源という分に関しましては、お菓子という部分ではないと、おやつという考えではないという物の考えだと思ふんですけども、その衛生管理上、安全上に関しては非常に不安であると、現場のそういうお声を聞きました。 もし個人で持って行くという部分の中で補食が必要だということで、一部のお子さんが補食をするという形で教室を分けて食べるということは、非常に現場としては一部分の子というのは違和感があると思います。そこで遊びを中断させて別室にという流れというのは、非常に現場は違和感がありますというそんなお声も聞かせていただきました。 私としても学校の生活の中というのは一つの集団生活の中であって、一部の子どもが特別にということというのはどうなんだろうかと、5時、6時、最終6時に帰られた子どもであっても、もしそれ以上に保護者さんが遅い子であれば、きちんとお家の中で管理をした中で、お子さんがすぐにお食事ができるとか、それらのものを食べることができるというようなことを、ご家庭でしっかりと体制を整えてくだされば、今の体制で何の問題もないんじゃないかなというそんな認識をいたしました。以上です。
教 育 長	これは陳情審査なので、陳情に沿って答えを出すということだと思ふんです。両方とも共通にやっていますけど、補食を持参させてほしいというのは両方の共通の願いなので、持参ということは親の判断で、中身も持って行くかどうかを決めるということになると思います。 これまで江戸川区が受けていた補食の提供の仕方も、そういうことはやってこなかったわけです。やるにしても子どもを預かって、その中で提供する

教 育 長	という中では、買う物を、共通の物を吟味して購入して、それは保護者の希望を聞きながらということだと思いますけど、提供してきたわけです。補食を自由に持って来られるような環境というのは、これまでもなかったことで、それは非常に難しいことじゃないかなと思うんです。 区としては、これは区の事業として予算を組んでやっていた事業ではありませんので、大勢の方々がやってほしいということの範囲内で提供してきたということでもありますので、そこをやめるといとか、うちのほうで預かりして、いろいろな食材を買って配って精算をしてというようなことは、なかなか難しいですよということになったわけだと思います。 それからもう一つ、全体として食べる子と食べない子がいる時間があるということについては、学童と一般の子を分けるということもそうですが、学童の中でもわずかな時間の中で分けなきゃいけないというようなことも含めて、全体的には共通の場で共通の生活をさせたいということで、圧倒的におやつを提供するお子さんが多ければ、それは全体としての環境がそうだとということだと思うんですけど、そういうことが少なくなってきた事情も含めて、お受けすることはできないということになりました。 補食を持参させてほしいというところは、もしやるとすると、それはそれでいろいろなことが起きてくると思います。中身のこともそうですし、どのぐらいの子が持ってくるかもわからないし、どの子がいつどういうふうに食べるかも、そんなことうちのほうで管理できませんから、どの子が毎日持ってくるかどうかともわからないわけですから。 そういうことに踏み込んでいくということは事実上できないと思うし、そもそもそういうことが始まれば、補食を食べる時間も食べる内容もばらばらになってくるというようなことになってくるので、お預かりしているという意味からいうと、とてもそういうことに対応するのは難しいんじゃないかなと思うんです。 お弁当は確かに食べる時間が決まっているわけで、みんながそこで共通にお弁当という物を出して食べるということになりますけども、補食はそういうことも含めて、全体の管理がより難しくなると思うし、食べる子と食べない子がいるということに戻ることはできないと思います。 この陳情で言えば、そういうような形で持って来させてくれということについては、できないという、教育委員会としてはそういう判断をしてきている、というふうに思います。 時間帯が長いということはあるのかもしれませんが、これも一般の子は、夏休みの間は自由にお家に帰ったりすることが自由にできるかもしれません
-------	--

教 育 長	けど、学校があるときと時間帯そのものの落差は、朝から晩までということ は基本的に変わらない中で、お昼だけ共通で、これまでは給食の物をお弁当 にするということになりますけど。あとは自由にみんなが遊んでたというこ とになるわけで、そこに特別な配慮が必要かどうかということだと思います。 保護者の願いは願いとして、でも我々としては、その時間きちんとお預か りしていますよ、ご家庭で見られるのであれば、ご家庭で見られるような時 間をつくっていただければいいんですけど、こちらにお預けせざるを得ない のであれば、その中でみんな一緒に過ごせるような、全体がみんな同じよう な環境で過ごせるようなことを教育委員会では考えているということだと思 っていますので、今の考え方でよろしいんじゃないかというふうに私は思い ます。 つまり、この陳情については個別に持参させてくれということだと思いま すが、それはちょっと受け入れられないなと思います。
委 員 長	私も安全面と管理、指導面から見て、お弁当はいいです。この補食につい ては、持ってくる子と持ってくる子がない子で、それを分けて指導員の方、マ ネジャーさんも含めてなんですけど、子どもたちにとってみると、決してい い環境ではないのではないのかなというふうに思います。 特に小学校低学年から高学年までの中で、それを指導、仕切るというのは かなり厳しいものがあるのではないかなと。その裏返しで、課長の調べてく ださった結果であり、持ってきて、認めてもらいたいというご意見ももちろ んありましたけれども、60名の方が差別がなくてよいとか、夕食をしっかり 食べさせたいというようなご意見が出されているということが、裏づけに なるのだろうかというふうに思います。 したがって、私としても、夏休み以外の普段のときと同じように、補 食については必要ないのではないかなというふうに思っています。 その他、何かありますか。
石 井 委 員	全体を考えるとということと、それから1人1人、個々のことを考えるとい うのがなかなか合致しないような、そういう事柄なんだろうと思いますが、 そうではないような、補食はだめなんだよというようなことが既成事実化と いうか、そこで壁がつかられないようなそういうご配慮をお願いしたいと思 います。
委 員 長	他にいかがでしょうか。

委 員 長	夏休みの補食という陳情なんですけれども、もう少しご意見いただきたいなと思うんですけれども。 例えばビスケットやお煎餅というふうに限定するのも、余り根拠がないのかなと思ったりして。そうすると、保護者がどれだけ責任でやってくださるかというその辺も、不安な部分も個人的にはあります。その辺りはいかがでしょうか。
尾 上 委 員	もし自分が、そういう立場でお子さんたちを見ていたらというふうに考えたときに、補食を持って来る子と持って来ない子、また持って来る日と持って来ない日ということがあり得ると思うんです。そのときに一々職員は、今日は持って来たのかと子どもに投げかけること自体、もし私がその子どもをお世話する立場であれば、非常に難しいなと、そう感じます。 集団生活の中で、短い時間の中での一つの教育の場ではあると思うんです。その中で、ちょっと子どもに我慢をすることかということも、大事な教育じゃないかなというような思いが、私はします。 非常に職員の方もこのことによって、また違う意味のご苦労が出てくる。持って来る物によって、確かに傷まない物ということを前提とした場合にも、絶対これだということはできない部分を考えたときには、安全性とかいろいろなことを考えて、夏休みの期間といってもそんなに長い期間じゃございませんので、私自身としては、補食を持参するということはしないほうがいいんじゃないのだろうかというそんな思いになります。
委 員 長	他にいかがでしょうか。
教 育 長	長い時間ずっと一緒に過ごすということになることの影響とか、子どもたちがつらいんじゃないかとかいうようなことがあるんですけど、暑い時間とはいっても、先ほど申し上げたように、朝から夕方までの時間帯は変わらない中で、疲れちゃうということが出てくれば、こうしなきゃいけないという場ではないので、当然休めばいいわけです。 基本的には、すすくすくスクールは自由ということになります。学童にいる子は、こうしなきゃいけないということはないわけで、一般の子も含めて、疲れたのにこうしなさいなんて言っているところはないと思うんです。だからお昼寝してもいいし、それは自由だというふうに、それは過ごし方の問題として、指導員のほうでも、長時間いるということの中でいろいろな工夫をしています。午後からだけ預かるんじゃないですから、朝からいろいろなこ

教 育 長	とを考えているということで、その過ごし方の問題は、そういう1日いる中で、子どもたちや指導員やそこにかかわる人たちがいろいろ工夫しながら過ごしているというふうに思うので、余りそこに心配することはないんじゃないかなと思います。
委 員 長	他にいかがでしょうか。
教育推進課長	先ほど来、時間が長いお子さんが疲れるというところのお話もありましたけども、すすすくの現場ではクールダウンじゃないですけども、休む時間を設けています。その午後でもお昼寝ということではないんですが、横になってごろごろできるようなスペースを設けて、そういう中でも休憩をとらせています。それから水分補給、熱中症対策として水筒を持って来てもらう。その補充もすると、そういったこともやってございます。安全については万全を尽くしているつもりでございます。
委 員 長	今の水分の補充なんですけども、具体的に言うとどんな補充をしているんですか。
教育推進課長	お持ちいただくのは、例えば麦茶だとかいろいろお持ちいただきますけれども、こちらのほうでは冷たいお水ということで用意をさせてもらっています。
委 員 長	なくなったら補充していくというそういう形ですね。 それぞれ委員さんからご発言いただきましたので、夏休みに入っておりますので、私としては結論を出したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、採択、不採択で決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。最初に採択、次に不採択で挙手をお願いしたいと思います。それでは4号、5号陳情につきまして、採択の方は挙手を。 〔賛成者挙手〕

委 員 長	不採択の方は挙手を。 〔賛成者挙手〕
委 員 長	それでは4号、5号につきましては不採択と決定いたします。 次に、第39号議案、発達障害理解のための勉強会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。
松井指導室長	それでは、第39号議案につきまして説明させていただきます。件名は、発達障害理解のための勉強会でございます。申請者はNPO法人くるーんN e t 理事長です。発達障害理解のための勉強会ということで2回予定をされております。 1回目は学童期の発達障害児への具体的支援、2回目は幼児期の発達障害児への具体的支援という勉強会でございます。日時は1回目が平成25年9月18日（木）18時30分から、2回目が平成25年11月14日（木）18時30分からということで、それぞれ約2時間を予定しております。会場は1回目、2回目ともにタワーホール船堀の研修室でございます。対象は区内の発達障害児にかかわりのある方、関心のある方ということで、それぞれ各回定員70名、先着順で応募をいたします。経費につきましては、1人当たり一、二回とも1,500円ということです。 予算書の説明をさせていただきます。まず収入のほうですけれども、参加費が21万円、各回1,500円、その定員70名の2回分ということでございます。支出につきましては講師謝礼、印刷代、通信運搬費、それから消耗品費、会場費、設備費、予備費ということで、収支が合致するということになっております。 教育委員会の後援名義使用等承認事務取扱要綱の第4条第2号アに基づきまして、議案として提出をしております。 後援回数は、今回がこのことにつきましては1回目となります。この団体につきましては、7月9日開催の第13回教育委員会定例会において、知的障害児の自然体験バスツアーの後援を申請し、承認されております。以上、よろしく申し上げます。
委 員 長	申請書をごらんになっていただきまして、何かご意見があれば、お願いいたします。

委 員 長	第1回目ということでして、まだ予測はできないと思うんですけども、1回につき70名を予定されているということなんですけども、大事な課題でももちろんあると思いますけれども、この辺は70名という根拠といいますか、何か言っておられましたか。
指 導 室 長	70名の根拠というのは、特に確認はしておりませんが、これは後援名義は特にっておりませんが、5月に開催した勉強会において40名定員のところで実績60名であったということがございます。それに基づいて、会場を探したということだろうと思います。
委 員 長	わかりました。他にいかがでしょうか。
教 育 長	今の同じ法人がやった同趣旨の事業ですよ。この団体は年に何回かそういうような活動をされるようになったんですよ、最近というか。参加される方というのは、大体同じような方になっているんですかね、そこはわかりませんか。
指 導 室 長	関心のある方ということでございますが、今回につきましては学校、それから区内で言えば育成室の職員、それから2回目のところが幼児期の子を対象にしたものですので、幼児教育関係者等に周知したいということでございます。これまでの実績につきましては、詳細は確認とれておりません。
教 育 長	感覚的なことなんですけど、後援名義の要綱に合するということだからいいと思うんですけど、参加する職員が今のそのとおりだとすると、区の職員で、学校の職員であったり、育成室の職員であったり、要するに役所の職員がNPOの事業に参加する、そこに後援名義を出して、区の職員が行くというようなのは、それでいいのかもしれないけど、どうかなという感じもします。 普通後援は公的な機関が後援するわけですから、できれば参加者は公的な機関の職員ということじゃなくて、対象はもう少し広くやる。それは公的にも意味があるところですよということで後援名義を出しますとかそういうことがいいと思いますけど。
指 導 室 長	NPO法人くるーんは平成20年度に任意団体として設立されて、これまでの取り組みを見ますと、もともとが保護者の会から始まっているようなと

指 導 室 長	ころがありまして、保護者を中心とする勉強会から発生して、それを広めたいということでもあります。 先ほど教育長がおっしゃられたように、今回学校教育関係者、それから育成室にも案内を配付するということでございまして、それ以外にどういう形で案内していくのかというのは確認はしていないんですが、今検討しているといったところもあります。
委 員 長	他にいかがでしょうか。それでは、特にご意見がないということで、第39号議案につきましては、原案のとおり決定としてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、了承といたします。 それでは他になれば、日程第3、教育関係事務報告を教育推進課からお願いします。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用につきまして、第30回江戸川伝統工芸展の後援名義の使用の申請についてでございます。 教育委員会、それから江戸川区の後援を30回目ということになります。伝統工芸の保存、保護、育成と伝統工芸品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品の発表、展示会でございます。実施の日時でございますが、25年9月5日から10日までタワーホール船堀、展示ホール1を使用します。対象は一般区民の方ということで、これは出品も広く公募をいたしまして、出品料として5,000円ということで、出品者からいただくものでございます。 これにつきましては、その展示を行いまして、その後展示品の審査を行い、その優秀なものにつきましては区長賞、教育委員会賞、それから技能賞という3賞の表彰を行うものでございます。この後援の内容ではございますが、名義の使用と、それから会場提供、それからプログラムの印刷、ポスター印刷、広報えどがわへの掲載というものでございます。以上でございます。
委 員 長	第30回目ということでありますけれども、何かご意見ありますでしょうか。
石 井 委 員	出品されている数はどのぐらいございましょうか。

教育推進課長	前回の実績ですが、21名の方々が、それぞれご自身の作品を出品されているものでございます。
石井委員	積極的に伝統工芸を進めるというようなことでいきますと、出品料とか出演料というのはないほうが、分母がどんどん大きくなってくれるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
教育推進課長	この伝統工芸会の方々ですけれども、区の無形伝統文化の指定を受けている方々でございます。先ほど申し上げました一般の方々からも出品を募りますというお話しましたが、一応予算上は、毎年5点の予算は組んでおりますので、そういう方々の出品も予定はしているようですが、伝統工芸という指定を受けている方々の出展に対して、一般の方々が品物を出すというのはなかなか難しいようです。
尾上委員	この区長賞とか教育委員会賞について、審査をされる方はどなたになりますでしょうか。
教育推進課長	審査は3名の方が審査員としておりまして、文化財保護審議会の委員の方がお2人、それから大学の助教授の方お1人でございます。
委員長	他にいかがでしょう。特にないようなので、ただいまの名義につきましては了承としてよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委員長	では、了承といたします。 以上をもちまして平成25年第14回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。 閉会時刻 午後1時51分